

令和7年2月6日改正  
平成25年10月13日 総会承認  
平成16年9月11日 総会制定

## 日本地域学会の会費を定める規程

### (会費)

第1条 日本地域学会（以下、本学会）会費規程第3条第2項の規定に基づき、本学会の会費を以下の各号のように定める。

- 一 正会員1名につき13,000円/年
- 二 法人会員一口につき50,000円/年

### (学生割引の特典)

第2条 前条の規定にかかわらず、学生である正会員の会費は、所定の手続きを経て1名につき8,000円/年とする。

### (前納されていない会費)

第3条 正会員の会費が会費規程第5条に定める納入期限日までに納入されていない場合には、前2条に規定する金額に1,000円を加算した金額を当該正会員が当該会費年度以降に支払うべき会費とする。

### (改正)

第4条 この規程は、本学会理事会の発議に基づき、本学会総会の承認により改正することが出来る。

## 附則

### (施行)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### (法人会員に対する特別措置)

第2条 (省略)

## 附則 (平成25年10月13日総会承認)

### (施行)

この規程は、総会の承認により成立し、これと同時に施行する。

附則（令和7年2月6日改正）

この規程は、制定の日から施行する。